

野鳥公園整備に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 野鳥公園基本計画の策定にあたり、施設整備等に関し専門的見地から意見や助言を行うことを目的として、野鳥公園整備に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次に掲げるものとする。

- (1) 野鳥公園整備計画に関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、各分野の専門家等で組織する。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、議事その他会務の総括を行う。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、港湾局計画部環境対策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の定めるものの外、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年10月3日より施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。